独立行政法人種苗管理センター職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程

１３種管第 １２ 号
平成１３年４月１日
最終改正　２０種管第１３５２号
平成２１年４月１日

目次

第１章　総則（第１条～第３条）
第２章　特別の形態による勤務等（第４条～第６条）
第３章　時間外勤務及び休日の振替等
　第１節　時間外勤務（第７条～第１６条）
　第２節　休日の振替等（第１７条）
第４章　通常の勤務場所を離れての勤務（第１８条）
第５章　休暇
　第１節　年次有給休暇（第１９条～第２３条）
　第２節　病気休暇（第２４条・第２５条）
　第３節　特別休暇（第２６条・第２７条）
第６章　妊産婦である女性職員等に対する措置（第２８条～第３０条）
第７章　雑則（第３１条～第３５条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、独立行政法人種苗管理センター職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第６２条の規定に基づき、独立行政法人種苗管理センター（以下「センター」という。）に勤務する職員（同規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する事項について定めることを目的とする。

（理事長の責務等）

第２条　理事長は、勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する事項の実施に当たっては、業務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な労働条件の確保に努めるものとする。

（勤務管理者等）

第３条　職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等を管理させるため、別表の部署欄に掲げる所等（独立行政法人種苗管理センター組織規程（１３種管第２号。以下「組織規程」という。）第３条に規定する本所及び農場をいう。以下同じ。）の組織ごとに、勤務管理者を置く。

２　前項の勤務管理者は、別表の部署欄に掲げる所等の組織ごとに、それぞれ同表の勤務管理

者欄に掲げる者とする。ただし、所等の長（本所にあっては、管理部長。以下同じ。）は、職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等の適正な管理に支障を生ずると認める場合には、同表によらず、別に勤務管理者を定めることができる。

３　勤務管理者は、次に掲げる事務を適切に実施し、それぞれ別表第１の職員欄に掲げる職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等を適正に管理しなければならない。

（１）職員就業規則第４４条第２項の規定による休憩時間の時刻の変更に関すること。

（２）職員就業規則第４７条の規定による勤務（以下「早出遅出勤務」という。）に関すること。

（３）職員就業規則第４８条又は第４９条の規定による正規の勤務時間（同規則第４８条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）の命令に関すること。

（４）職員就業規則第５０条、第５１条第１項又は第５２条第１項の規定による深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。）における勤務（以下「深夜勤務」という。）の制限に関すること。

（５）職員就業規則第５０条、第５１条第２項又は第５２条第２項の規定による時間外勤務の制限に関すること。

（６）職員就業規則第５３条第１項の規定による休日の振替（休日と勤務日（同規則第３２条第１項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）とを振り替えることをいう。以下同じ。）、同規則第５３条第２項の規定による代休の取得及び同条第３項の規定による代休の取得に関すること。

（７）職員就業規則第５５条第６項ただし書の規定による年次有給休暇の時季の変更に関すること。

（８）職員就業規則第５６条第４項又は第５７条第２項の規定による病気休暇の承認に関すること。

（９）職員就業規則第５８条第５項の規定による特別休暇の承認に関すること。

（１０）職員就業規則第５９条第３項、第６０条第３項、第６１条第３項、第６１条の２第３項又は第６１条の３第３項の規定による職務専念義務（同規則第３３条第２項に規定する職務専念義務をいう。以下同じ。）の免除の承認に関すること。

４　所等の長は、勤務管理者の職務を補助させるため、必要に応じて、勤務時間管理員を置くことができる。

第２章　特別の形態による勤務等

（早出遅出勤務に係る取扱い）

第４条　職員就業規則第４７条の「別に定めるところ」とは、次に掲げるところによる。

（１）始業及び終業の時刻は、それぞれ午前７時以後及び午後１０時以前に設定するものとする。

（２）「業務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合的に勘案して行うものとする。

（３）職員を早出遅出勤務とする措置の実施に当たっては、早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻並びに休憩時間をあらかじめ定めて当該職員に周知するものとする。

２　職員就業規則第４７条第１号の「別に定める者」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）就業していない者（就業日数が１月について３日以下の者を含む。）であること。

（２）負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

（３）６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である者又は産後８週間を経過しない者でないこと。

３　職員就業規則第４７条第１号に掲げる事由による早出遅出勤務の請求は、子が出生する前においてもすることができる。

４　前項の規定により子が出生する前に請求をした職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を勤務管理者に届け出なければならない。この場合において、職員就業規則第５８条第４項の規定による届出を行った女子職員にあっては、当該届出をもってこの届出に代えることができる。

５　職員就業規則第４７条第４号の「別に定める学校等」とは、次の各号に定めるところによる。

（１）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に定める大学の夜間課程及びこれに準ずる課程

（２）前号に定める大学以外の機関が実施するセミナー、資格講座等であって、法人の業務又は当該職員の職務に関連するもの

（３）その他、理事長が別に定めるもの

（早出遅出勤務の請求手続等）

第５条　職員は、職員就業規則第４７条の規定による早出遅出勤務の請求（以下この条及び次条において「早出遅出勤務の請求」という。）をするときは、あらかじめ別に定める早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務をしようとする一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、勤務管理者に当該請求を行うものとする。

２　勤務管理者は、早出遅出勤務の請求があった場合においては、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し文書をもって通知するものとする。

３　勤務管理者は、前項の通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対し、当該支障のある日及び時間帯等を、文書をもって通知するものとする。

４　勤務管理者は、職員就業規則第４７条各号に掲げる事由による早出遅出勤務の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第６条　次の各号に掲げる早出遅出勤務の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、第１号に掲げる請求にあっては同号アからエまでのいずれかの事由、第２号に掲げる請求にあっては同号ア又はイのいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されな

かったものとみなす。

（１）職員就業規則第４７条第１号に掲げる事由による請求

ア　当該請求に係る子が死亡した場合

イ　当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

ウ　ア及びイに掲げる場合のほか、職員就業規則第４７条第１号に掲げる職員に該当しなくなった場合

エ　当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

（２）職員就業規則第４７条第３号に掲げる事由による請求

ア　当該請求に係る要介護者（職員就業規則第４７条第３号に規定する要介護者をいう。以下同じ。）が死亡した場合

イ　当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合

２　早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項第１号に掲げる請求にあっては同号アからエまでのいずれかの事由、同項第２号に掲げる請求にあっては同号ア又はイのいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

３　前２項の場合において、職員は、遅滞なく、第１項第１号アからエまで又は同項第２号ア若しくはイに掲げる事由が生じた旨を勤務管理者に届け出なければならない。

４　前条第４項の規定は、前項の届出について準用する。

第３章　時間外勤務及び休日の振替等

第１節　時間外勤務

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第７条　勤務管理者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮するものとする。

（災害等による緊急の時間外勤務に係る届出）

第８条　職員就業規則第４９条の規定に基づき職員に時間外勤務を命ずる必要がある場合における労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３３条第１項に定める許可又は届出は、理事長がこれを行うものとする。

（妊産婦である女性職員の深夜勤務等の制限の請求手続）

第９条　職員は、職員就業規則第５０条の規定による深夜勤務の制限の請求（以下第３項において「深夜勤務の制限の請求」という。）をするときは、別に定める深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下この項において「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の前日までに、勤務管理者に当該請求を行うものとする。

２　職員は、職員就業規則第５０条の規定による時間外勤務の制限の請求（以下第３項において「時間外勤務の制限の請求」という。）をするときは、別に定める時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下この項において「時

間外勤務制限開始日」という。）及び末日を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、勤務管理者に当該請求を行うものとする。

３　深夜勤務の制限の請求をしている職員又は時間外勤務の制限の請求をしている職員は、身体等の変化等に伴い、当該請求の内容を変更し、又は当該制限の必要がなくなったときは、その旨を勤務管理者に申し出るものとする。

（育児を行う職員の深夜勤務等の制限に係る取扱い）

第１０条　職員就業規則第５１条第１項の「別に定める者」は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）深夜において就業していない者（深夜における就業日数が１月について３日以下の者を含む。）であること。

（２）負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

（３）６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である者又は産後８週間を経過しない者でないこと。

２　勤務管理者は、職員就業規則第５１条第１項の「業務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合的に勘案して行うものとする。

３　勤務管理者は、職員就業規則第５１条第２項の規定による時間外勤務の制限が、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の二重の負担が大きいことに着目した措置であることを考慮し、同項の規定により時間外勤務が制限される職員に時間外勤務をさせる場合には、特定の期間に過度に集中しないように留意するものとする。

４　職員就業規則第５１条各項の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができる。

５　前項の規定により子が出生する前に請求をした職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を勤務管理者に届け出なければならない。この場合において、職員就業規則第５８条第４項の規定による届出を行った女子職員にあっては、当該届出をもってこの届出に代えることができる。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第１１条　職員は、職員就業規則第５１条第１項の規定による深夜勤務の制限の請求（以下この条及び次条において「深夜勤務の制限の請求」という。）をするときは、別に定める深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（６月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の１月前までに、勤務管理者に当該請求を行うものとする。

２　勤務管理者は、深夜勤務の制限の請求があった場合においては、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し文書をもって通知するものとする。

３　勤務管理者は、前項の通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対し当該支障のある

日及び時間帯等を、文書をもって通知するものとする。
４　勤務管理者は、深夜勤務の制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第１２条　深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。
（１）当該請求に係る子が死亡した場合
（２）当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
（３）前２号に掲げる場合のほか、職員就業規則第５１条第１項に規定する職員に該当しなくなった場合
（４）当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
２　深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務の制限の請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
３　前２項の場合において、職員は、遅滞なく、第１項各号に掲げる事由が生じた旨を勤務管理者に届け出なければならない。
４　前条第４項の規定は、前項の届出について準用する。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）
第１３条　職員は、職員就業規則第５１条第２項の規定による時間外勤務の制限の請求（以下この条及び次条において「時間外勤務の制限の請求」という。）をするときは、別に定める時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（１年又は１年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、勤務管理者に当該請求を行わなければならない。
２　勤務管理者は、時間外勤務の制限の請求があった場合においては、職員就業規則第５１条第２項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し文書をもって通知するものとする。
３　勤務管理者は、時間外勤務の制限の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して１週間を経過する日（以下「１週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、職員就業規則第５１条第２項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から１週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
４　勤務管理者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに、当該請求をした職員に対し、当該変更した時間外勤務制限開始日を、文書をもって通知するものとする。
５　勤務管理者は、時間外勤務の制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第１４条　時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

（１）当該請求に係る子が死亡した場合

（２）当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

（３）前２号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が職員就業規則第５１条第２項に規定する職員に該当しなくなった場合

（４）当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

２　時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務の制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、時間外勤務の制限の請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

（１）前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

（２）当該請求に係る子が中学校就学の始期に達した場合

３　前２項の場合において、職員は、遅滞なく、第１項各号に掲げる事由が生じた旨を勤務管理者に届け出なければならない。

４　前条第５項の規定は、前項の届出について準用する。

（介護を行う職員の深夜勤務の制限に係る取扱い等）

第１５条　第１０条第２項、第１１条及び第１２条（第１項第３号及び第４号を除く。）の規定は、職員就業規則第５２条第１項の規定による介護を行う職員の深夜勤務の制限に係る取扱い等について準用する。この場合において、第１０条第２項及び第１１条第１項中「職員就業規則第５１条第１項」とあるのは「職員就業規則第５２条第１項」と、第１２条第１項第１号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第２号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（介護を行う職員の時間外勤務の制限に係る取扱い等）

第１６条　第１０条第３項、第１３条及び第１４条（第１項第３号及び第４号並びに第２項各号を除く。）の規定は、職員就業規則第５２条第２項の規定による介護を行う職員の時間外勤務の制限に係る取扱い等について準用する。この場合において、第１０条第３項及び第１３条第１項から第３項までの規定中「職員就業規則第５１条第２項」とあるのは「職員就業規則第５２条第２項」と、第１０条第３項中「育児」とあるのは「介護」と、第１４条第１項第１号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第２号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第２項中「次の各号」とあるのは「前項第１号又は第２号」と読み替えるものとする。

第２節　休日の振替等

（休日の振替等）

第１７条　勤務管理者は、職員について、休日の振替を行う場合において、勤務を命じた休日の属する週内に休日の振替を行うことができる勤務日がないとき、又は業務の都合上その週内の勤務日に休日の振替を行うことが困難であるときは、職員就業規則第５３条第１項の規定にかかわらず、当該勤務を命じた休日の属する月内に休日の振替を行うことができる。

２　勤務管理者は、休日の振替を行う場合には、休日の振替を行った後において、休日が毎週１日又は毎４週間につき４日以上となるようにし、かつ、勤務日が引き続き２４日を超えないようにしなければならない。

３　職員は、職員就業規則第５３条第３項の規定により代休を取得する場合には、同項に規定する期間内にある勤務日の始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。

第４章　通常の勤務場所を離れての勤務

（通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務）

第１８条　勤務日に、通常の勤務場所を離れて勤務する場合において、その勤務時間を算定し難いときは、通常の勤務時間を勤務したものとみなす。

第５章　休暇

第１節　年次有給休暇

（密接な関連を有する法人等）

第１９条　職員就業規則第５５条第３項の「沖縄振興開発金融公庫その他その業務がセンターの業務と密接な関連を有する法人のうち別に定めるもの」とは、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

（１）独立行政法人種苗管理センター職員退職手当支給規程（１７種管第１１０７号）第１６条第２項第４号に掲げる法人

（２）前号に掲げるもののほか、これらに準ずる法人として理事長の承認を得たもの

（職員就業規則第５５条第３項の別に定める場合）

第２０条　職員就業規則第５５条第３項の「別に定める場合」とは、次に掲げる場合とする。

（１）当該年の前年において職員就業規則第２３条の規定による派遣をされていた職員（以下「在籍派遣職員」という。）であって引き続き当該年に職務に復帰したもの

（２）当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に在籍派遣職員となり引き続き職務に復帰したもの

（３）当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に国家公務員等（職員就業規則第５５条第３項に規定する国家公務員等をいう。）となり引き続き再び職員となったもの

（使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでない場合の年次有給休暇の取扱い）

第２１条　職員就業規則第５５条第３項の規定の適用を受ける職員のうち、その者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでない者の年次有給休暇の日数については、同項の規定にかかわらず、当該使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を把握できない期

間において当該期間に応じて同規則別表第１の日数欄に掲げる日数の年次休暇に相当する休暇を使用したものとみなし、又は当該把握できない残日数を２０日とみなして、それぞれ同項の規定を適用した場合に得られる日数とする。

（基本日数に満たない場合の年次有給休暇の取扱い）

第２２条　職員就業規則第５５条第３項の規定により得られる年次有給休暇の日数が、その者の当該年における在職期間に応じ、同規則別表第１の日数欄に掲げる日数（以下この項において「基本日数」という。）に満たない場合におけるその者の年次有給休暇の日数は、同項の規定にかかわらず、基本日数とする。

（年次有給休暇の単位等及び請求手続）

第２３条　年次有給休暇の単位は、１日又は半日（再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員にあっては、１日）とする。ただし、職員が特別の必要があり、１時間を単位として請求することを妨げない。

２　１時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって１日とする。

（１）次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　７時間４５分

（２）職員就業規則第５５条第２項第１号に規定する斉一型短時間勤務職員（以下「斉一型短時間勤務職員」という。）　勤務日ごとの勤務時間の時間数

（３）職員就業規則第５５条第２項第２号に規定する不斉一型短時間勤務職員（以下「不斉一型短時間勤務職員」という。）　７時間４５分

３　職員就業規則第５５条第５項の規定による年次有給休暇の請求は、別に定める休暇簿により行うものとする。

第２節　病気休暇

（病気休暇の取扱い）

第２４条　勤務管理者は、１週間を超える病気休暇を承認するに当たっては、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類の提出を求めるものとする。

（病気休暇の単位）

第２５条　病気休暇の単位は、１日、１時間又は１分とする。

２　職員就業規則第５６条第３項の規定による病気休暇の請求（同規則第５７条第２項の規定により準用する場合を含む。）は、別に定める休暇簿により行うものとする。

第３節　特別休暇

（特別休暇の取扱い）

第２６条　職員就業規則別表第４の第１２号の特別休暇は、社会通念上妥当であると認められる範囲内の期間に限り、使用できるものとする。

２　職員就業規則別表第４の第１４号の「原則として連続する３日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には１暦日ごとに分割することができ

る。

（特別休暇の単位等及び請求手続）

第２７条　特別休暇（職員就業規則別表第４の第９号から第１１号までの特別休暇（以下この条において「特定休暇」という。）を除く。）の単位は、１日、１時間又は１分とする。

２　特定休暇の単位は、１日又は１時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に１時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

３　１日を単位とする特定休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

４　１時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって１日とする。

（１）次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　７時間４５分

（２）斉一型短時間勤務職員　勤務日ごとの勤務時間の時間数

（３）不斉一型短時間勤務職員　７時間４５分

５　職員就業規則第５８条第２項の規定による請求及び同条第３項の規定による申出は、別に定める休暇簿により行うものとする。

第６章　妊産婦である女性職員等に対する措置

（妊産婦である女性職員の業務軽減等の取扱い）

第２８条　職員就業規則第６０条第２項の「適宜休息し、又は補食するために必要な時間」は、正規の勤務時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又は同項の勤務しないことを請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間以外の時間で適宜休息し、又は補食するために必要とされる時間とする。

２　勤務管理者は、職員就業規則第６０条第１項及び第２項に定める措置のほか、必要に応じて横になって休息することができる設備を設置すること等母体又は胎児の健康保持に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（母体等の健康保持への影響の判断における留意事項）

第２９条　勤務管理者は、職員就業規則第６０条第２項及び第６１条第１項の母体又は胎児の健康保持への影響については、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断するものとする。

（職務専念義務免除の承認手続）

第３０条　職員就業規則第５９条から第６１条の３までの規定に基づく職務専念義務の免除の請求及び承認の手続きについては、休暇の例によるものとする。

第７章　雑則

（事業所ごとの始業及び終業の時刻）

第３１条　所等の長は、職員就業規則第４３条第１項の規定に基づき、事業所ごとの始業時刻及び終業時刻を定め、理事長へ報告しなければならない。

（職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼす場合等の勤務時間の特例）

第３２条　職員就業規則第４３条第１項の規定によると能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼす場合で、同規則第４７条第１号又は第２号に該当する職員及び次の各号に掲げる職員から申出があり、かつ業務の運営に支障がないと認められる場合の勤務時間については、次項に規定する勤務時間とする。

（１）退勤時の交通機関を利用する時間が３０分以上短縮される職員

（２）妊娠中の女子職員で通勤を緩和する必要のある職員

２　前項に規定する勤務時間は次の各号のとおりとする。

（１）休憩時間　午後０時００分から午後０時４５分まで

（２）始業時刻　午前８時３０分

（３）終業時刻　午後５時００分

３　前２項の規定により勤務時間を定められた職員に時間外勤務を命じる場合は、前項第１号に定める休憩時間のほかに１５分間の休憩時間を与えなければならない。

（勤務時間等についての別段の定め）

第３３条　所等の長は、職員就業規則又はこの規程の規定によると、業務の運営に著しい支障を生ずると認める場合又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼすと認める場合には、理事長の承認を得て、休日、勤務時間の割振り、休日の振替等並びに休憩時間について別段の定めをすることができる。

（調査及び報告）

第３４条　理事長は、必要があると認める場合は、勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する事務の実施状況について調査し、又は所等の長に対し報告を求めることができる。

（雑則）

第３５条　この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

１　この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

２　理事長は、平成１４年３月３１日までの間、小学校就学の始期に達するまでの子を養育し、又は要介護状態にある家族を介護する労基法第１３３条に規定する特定労働者に該当する女性職員が申し出た場合、当該職員の時間外勤務は、４週間について３６時間、１年間について１５０時間を超えない範囲とする。ただし、部課等の業務の遂行を指揮命令する職制上の地位にある女性職員については適用しない。

３　センターの設立の前日において国の職員であった者が引き続きセンターの職員（以下「引継職員」という。）となった場合におけるセンター設立の年における年次休暇の算定につい

ては、第１３条第１項第３号を準用する。
４　引継職員となった場合において、センターの設立の日の前日までに受けていた設立の日以後に係る病気休暇、特別休暇、介護休暇及び育児部分休業に相当する休暇又は休業は、この規程に基づく理事長の承認があったものとみなす。
５　この附則に定めのない事項については、理事長が定めるものとする。

附則（平成１３年１２月２８日　１３種管第９３２号）
（施行期日等）
第１条　この規程は、平成１４年４月１日から施行する。ただし、改正後の職員勤務時間規程の規定のうち第１９条、第２１条から第２３条、第２５条及び第２６条の規定は、平成１４年１月１日から施行する。
２　改正後の職員勤務時間規程第２３条（同規程第２６条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この規程の施行の日以後にする請求から適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。

（経過措置）
第２条　改正後の職員勤務時間規程第１６条第２項の規定は、改正前の職員勤務時間規程第１６条第５項の規定により介護休暇の承認を受けた職員でこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して３月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して６月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、改正後の職員勤務時間規程第１６条第２項中「連続する６月の期間内」とあるのは、「平成１４年４月１日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して６月を経過する日までの間」とする。
２　改正前の職員勤務時間規程第１６条第５項の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して３月を経過していない職員の介護休暇の期間については、改正後の職員勤務時間規程第１６条第２項中「連続する６月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して６月を経過する日までの間」とする。

附則（平成１４年４月１日　１４種管第１５号）
この 規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附則（平成１６年１２月２８日　１６種管第７６３号）
（施行期日）
１　この規程は、平成１７年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
２　この規程による改正後の勤務時間規程（以下「改正後の勤務時間規程」という。）第１５条第１項第９号の「妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後２週間を経過する日まで

の間」に施行日がある職員で、施行日前の当該期間にこの規程による改正前の勤務時間規程第１５条第１項第９号の休暇を使用したものについては、当該使用した１暦日につき１日（再任用短時間勤務職員（改正後の勤務時間規程第１条に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）にあっては、８時間）の休暇を使用したものとみなす。

附則（平成１７年３月３１日　１６種管第９８９号）
（施行期日）
この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附則（平成１８年４月１日　１８種管第１１号）
（施行期日）
１　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）
２　この規程の施行に伴う引継職員（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成１８年法律第２６号）第２条の規定によりセンターの職員となった者をいう。）の勤務時間、休憩、休日、休暇等の経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則（平成１８年７月３１日　１８種管第４３５号）
（施行期日）
１　この規程は、平成１８年８月１日から施行する。

（勤務時間の特例の届出等）
２　この規程による改正後の勤務時間規程第３１条及び第３２条に係る届出等の手続きは施行日前でも行うことができる。

附則（平成１９年４月１日　１９種管第３号）
（施行期日）
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附則（平成１９年１０月１日　１９種管第６４８号）
（施行期日）
この規程は、平成１９年１０月１日から施行する。

附則（平成２０年１０月１日　２０種管第７０２号）
（施行期日）
この規程は、平成２０年１０月１日から施行する。

附則（平成２１年１月１日　２０種管第１００３号）

（施行期日）
この規程は、平成２１年１月１日から施行する。

附則（平成２１年４月１日　２０種管第１３５２号）
（施行期日）
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

別表

部　　署	勤務管理者	職　　員
本所	理事（総務担当）	監査室長、管理部長
	理事（業務担当）	品質管理監、業務調整部長
本所の室	室長	室に所属する職員
本所の部	部長	課長及び部に所属する職員（下欄に所属する職員を除く）
本所の課	課長	課に所属する職員
農場	農場長	農場長及び農場に所属する職員（下欄に所属する職員を除く）
農場の課又は部	課長又は部長	課又は部に所属する職員（課長又は部長を除く）
分場	分場長	分場長及び分場に所属する職員